



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 15 日 (金)
第 8 6 9 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	行政書士法に基づく聴聞 (349) (政策法務課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (350) (東部振興課) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (351) (水産課) 2
	土地改良区役員の就退任 (352) (西部総合事務所農林局) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (40) 3
◇ 教委告示	平成28年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針 (17) (特別支援教育課) 4
	平成28年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針 (18) (〃) 5
	平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (19) (高等学校課) 7
◇ 公 告	調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 10
	大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) 11
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 11
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (図書館) 12
	落札者の決定 (教育センター) 15

告 示

鳥取県告示第349号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定による業務の停止の処分に関し、同法第14条の3第3項及び第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成27年5月22日（金） 午後1時30分～
- 2 聴聞の場所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 事案の内容 行政書士柴田崇裕（登録番号05310562）の弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条並びに行政書士法第1条の2第2項及び第10条に違反する行為

鳥取県告示第350号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年7月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ねっこ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
豊田 吉彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市南吉方三丁目486
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者に対して、障害福祉サービス及び相談支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第351号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取浦富加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり南部町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年5月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 子 健 次 西伯郡南部町境253
" 岩 崎 俊 郎 西伯郡南部町福成1505
" 景 山 峻 吾 西伯郡南部町阿賀477
" 六 宮 光 郎 西伯郡南部町三崎108
" 加 納 立 身 西伯郡南部町原412
" 恩 田 一 秀 西伯郡南部町原801
" 杉 原 弘 幸 西伯郡南部町与一谷419-8
" 牧 野 孝 西伯郡南部町馬佐良331-1
" 安 達 洋 昌 西伯郡南部町鴨部552-3
" 板 井 隆 西伯郡南部町能竹908
監事 藤 原 良 一 西伯郡南部町徳長87
" 瀬 尾 潤 一 西伯郡南部町猪小路269
" 仲 田 和 男 西伯郡南部町寺内362

平成27年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 亀 尾 公 美 西伯郡南部町福成575
" 生 田 泰 治 西伯郡南部町福成2349-1
" 恩 田 ひろ子 西伯郡南部町阿賀1268
" 六 宮 光 郎 西伯郡南部町三崎108
" 加 納 立 身 西伯郡南部町原412
" 恩 田 一 秀 西伯郡南部町原801
" 大 頭 一 儀 西伯郡南部町福里1-1
" 井 上 武 西伯郡南部町鴨部1434
" 板 利喜夫 西伯郡南部町落合311
" 板 井 隆 西伯郡南部町能竹908
監事 畠 稔 明 西伯郡南部町清水川167
" 陶 山 正 巳 西伯郡南部町北方484
" 藤 原 良 一 西伯郡南部町徳長87

平成27年4月5日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第40号

平成27年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年5月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成27年5月21日(木) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 平成27年度明るい選挙推進鳥取県女性集会について
 - (2) その他

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第17号

平成28年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次のとおり実施する。

平成27年 5 月15日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成28年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- イ 平成28年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者
- イ 平成28年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）の入学者募集 特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成28年2月22日（月）から同月24日（水）までの日とする。

受付時間は、平成28年2月22日（月）及び23日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月24日（水）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成28年3月8日（火）

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成28年3月16日(水)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成28年2月22日(月)から同月24日(水)までの日とする。

受付時間は、平成28年2月22日(月)及び23日(火)は午前9時から午後4時30分までとし、同月24日(水)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成28年3月8日(火)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成28年3月16日(水)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成28年3月22日(火)及び23日(水)とする。

受付時間は、平成28年3月22日(火)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(水)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成28年3月25日(金)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成28年3月28日(月)

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

鳥取県教育委員会告示第18号

平成28年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成27年5月15日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成28年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨^{きたく}しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 平成28年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者（同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。）

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成27年11月18日（水）から同月20日（金）までとする。

受付時間は、平成27年11月18日（水）及び19日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月20日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成27年12月10日（木）及び11日（金）（ただし、面接は、平成27年12月11日（金）とする。）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。

検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

平成27年12月18日（金）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成28年1月7日（木）までに、中学校等の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、

あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成28年1月14日（木）及び15日（金）とする。

受付時間は、平成28年1月14日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月15日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成28年1月21日（木）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成28年1月27日（水）

5 その他

(1) 鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

(2) 高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

鳥取県教育委員会告示第19号

平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成27年5月15日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成28年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

イ 出願期間

平成28年2月4日（木）及び5日（金）

受付時間は、平成28年2月4日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月5日（金）は午前9

時から正午までとする。

ウ 実施期日

平成28年2月10日（水）

エ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

（イ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下「各教科」という。）」の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成28年2月16日（火）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成28年3月16日（水）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

（2） 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成28年2月22日（月）から同月24日（水）まで

受付時間は、平成28年2月22日（月）及び23日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月24日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成28年3月8日（火）及び9日（水）（ただし、学力検査は、平成28年3月8日（火）とする。）

ウ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

国語、数学、社会、理科は各50分間、英語は60分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

（a） 実施教科の配点は、各50点とする。

（b） 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。

（c） 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とする。

（イ） 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

（ウ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

平成28年 3月16日（水）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成28年 3月22日（火）及び23日（水）

受付時間は、平成28年 3月22日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成28年 3月25日（金）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 合格発表

平成28年 3月28日（月）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

平成28年 3月2日（水）から同月29日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間に出願時に実施する。

受付時間は、平成28年 3月2日（水）から同月28日（月）までは午前9時から午後4時30分までとし、同月29日（火）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成27年9月9日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学 (5) 食品学 (6) 食品衛生学
(7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県中部総合事務所生活環境局又は鳥取県西部総合事務所生活環境局（以下「生活環境局等」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成27年6月22日（月）から同年7月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成27年7月3日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成27年9月25日（金）に県庁及び生活環境局等において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成27年9月25日付けで通知する。

8 その他

(1) 受験資格等の詳細については、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
東部生活環境事務所	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市靴町一丁目160	(0859-31-9321)

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成27年5月15日から同年7月15日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成27年7月15日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社マルハン 代表取締役社長 韓 裕
京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町231
- 大規模集客施設の名称
(仮称) マルハン鳥取店
- 大規模集客施設の敷地の所在地
鳥取市岩吉東富地田144-2 外
- 大規模集客施設の用途
遊技施設
- 大規模集客施設の総床面積
2,399平方メートル
- 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成27年9月1日
- 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画公園 3・3・3号千代水公園
鳥取都市計画公園 2・2・117号賀露西公園
鳥取都市計画用途地域
鳥取都市計画地区計画 叶・宮長地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県立図書館システム賃貸借及び保守業務一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成33年1月31日まで
ただし、賃貸借期間は平成28年2月1日から平成33年1月31日まで
 - (4) 履行場所
鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館
 - (5) 契約金額
入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 単独企業に関する資格及び条件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成27年5月15日（金）から同年6月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
 - ウ 平成27年5月15日（金）から同年6月25日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成27年5月20日（水）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまでのすべてに該当すること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成27年5月20日午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の^{かど}瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館

電話 0857-26-8155

電子メールアドレス toshokan@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年5月15日（金）から同月26日（火）までの間にインターネットのホームページ (<http://www.library.pref.tottori.jp>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直

接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年5月15日（金）から同月26日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 日時

平成27年6月25日（木）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

イ 場所

（1）に同じ。

（6）開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年6月25日（木）午後2時

イ 場所

鳥取県立図書館大研修室（鳥取県立図書館2階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の（1）の場所に平成27年5月27日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

（4）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければな

らない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 入札における現地説明会の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

Renewal and lease and maintenance of server computer system of Library: 1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:

5 : 00PM. 27, May, 2015

(3) Time-limit for submission of tenders : 2 : 00PM. 25, June, 2015

Time-limit for submission of tenders by registered mail : Noon, 25, June, 2015

(4) Contact Point for the notice : General Affairs Division Tottori Prefectural Library, Tottori Prefectural Board of Education 101 Shotoku-cho, Tottori-shi 680-0017 Japan TEL : 0857-26-8155

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 情報教育研修システム賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成27年3月18日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士通グループ共同企業体
鳥取市永楽温泉町271 |

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 5 落札金額 | 90,072,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成27年2月6日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |